「建築士サポートセンター」開設

建築基準法・建築物省エネ法改正に係る確認申請手続きをサポートします

令和4年6月公布の改正建築基準法・改正建築物省エネ法が、**令和7年4月には全面施行を迎えます。**

① 建築確認・検査手続きの審査特例（4号特例）制度の見直し
② 小規模木造建築物の壁量計算等の構造規定の見直し
③ 省エネ基準適合義務化

改正法の円滑な施行に向け、令和7年4月以降に建築確認手続きを予定している建築士等が、国土交通省ホームページの資料や解説動画を確認してもなお、添付図書や記載内容に不明な点がある場合に相談できる**「建築士サポートセンター」を一般社団法人岐阜県建築士事務所協会**に開設します。

建築士サポートセンターの概要

■サポート内容　（対象の建築物は、建設地が岐阜県内のものに限ります。）

提出された申請図書一式※を事前に確認し、以下のサポートを行います。

※　サポート内容に応じた申請図書一式 ― 確認申請書類等 / 構造関係書類等 / 省エネ関係書類等

1．申請図書関係　①新たに添付が必要となる図書等の種類と記載方法
②完了検査時に提出が必要となる監理状況書類等の準備方法

2．構造関係　①壁量計算等の改正内容への対応
②設計支援ツールの参照方法・使用方法

3．省エネ関係　①省エネ基準適合義務化への手続き、計画に応じた計算方法の採用
②仕様基準によるチェック方法・記載方法
③外皮計算シート・web プログラム等の支援ツールの参照先・入手方法
④省エネ住宅ローン減税の申請書の記載方法

■注意事項

①申請図書一式を提出された場合のみサポートします。
②各基準への適合性は確認しません。図書、記載事項の過不足の確認・指摘・助言を行います。
③コンサル業務としての関与や、確認審査業務の一部を担うものではありません。
④建設地が他都道府県の場合は、建設地の「建築士サポートセンター」に相談してください。
⑤多くの方の相談に対応するためサポート回数は各建築士等につき1回のみとし、上限は概ね1時間程度とします。

■サポート費用：無料（申込、設計図書に係る通信費・送料等は、申込者で負担ください。）
■サポート期間：令和７年１月６日（月）～令和７年９月３０日（火）
■サポートセンターご案内：https://gaaf.or.jp/archives/26442645.html

■サポートの対象範囲・内容のイメージ　　部分が建築士サポートセンターの対応範囲

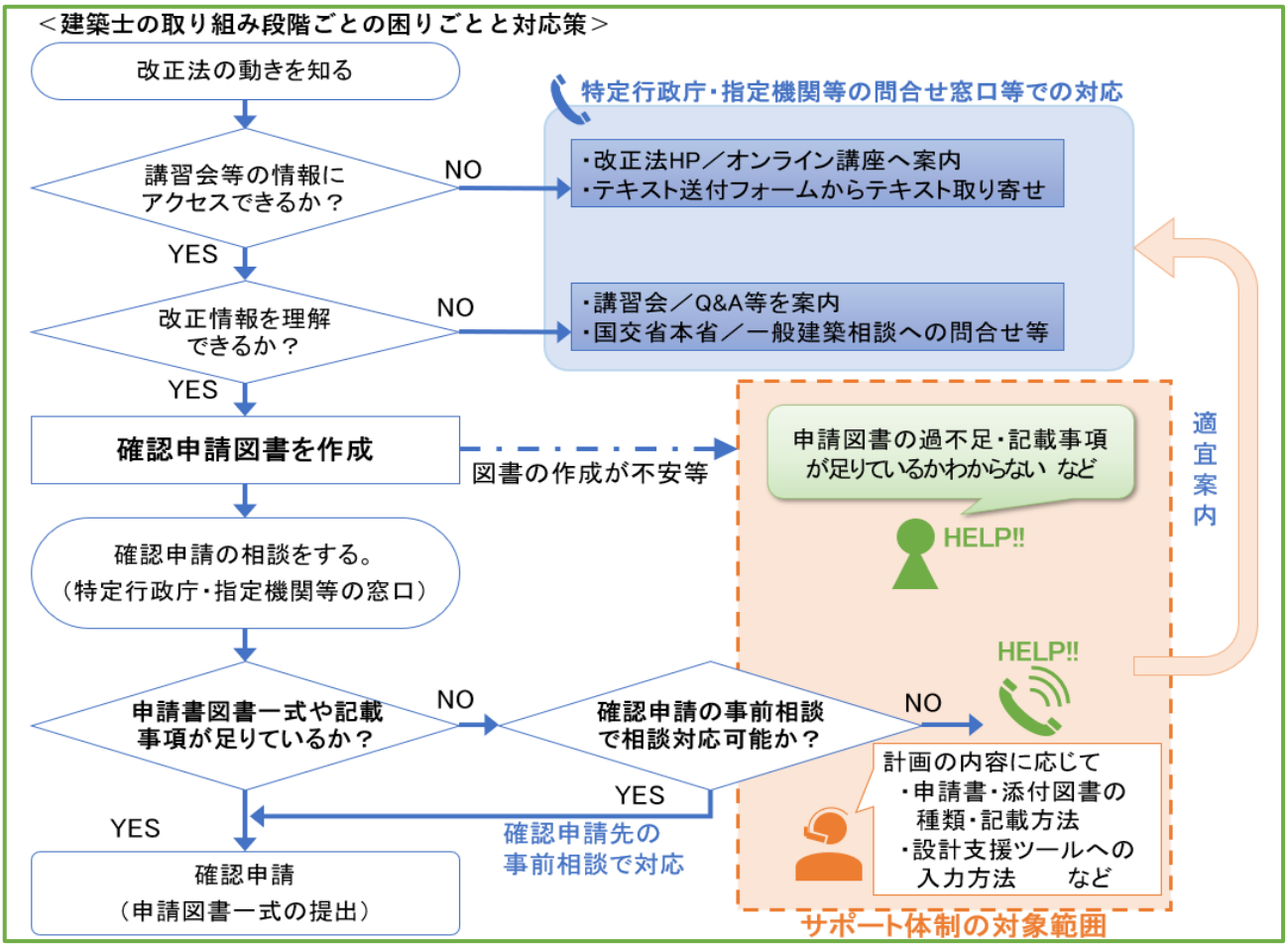

■サポートの流れ

ステップ１　事務局にサポートを申込

申込書・申請図書一式（申請書・図面等）を事務局にご提出ください。

提出方法：持参・郵送・メール（データはＰＤＦでお願いします。ＣＡＤデータ不可）

サポート対象の判断

●国の予算の範囲内で実施するため、お待たせする又はお断りする場合があります

●提出された資料は、原則としてお返ししません。持参の場合も後日対応します

※サポート対象範囲外（申請図書一式なし等）の場合、電話対応のみとなります

ステップ２　サポート員決定・サポート員が申請図書一式をあらかじめ確認

事務局又はサポート員から申込者に連絡し、サポートを行う日程・場所の調整を行います。

ステップ３　サポート員によるサポート

提出された申請書類一式についてサポート員がサポート（助言、指摘等）を行います。

●対面サポートの会場：岐阜県建築士事務所協会又はサポート員の指定する会場

●オンラインサポートの方法：ｚｏｏｍ又はサポート員の指定する方法

■サポート申込方法

別紙「申込書」・申請図書一式を持参・郵送・メール（PDF）で下記事務局へご提出ください。
（持参の場合も後日の対応になります）

■事務局　一般社団法人岐阜県建築士事務所協会　〒500-8358 岐阜市六条南2-13-2
TEL058−277-9211　FAX058-277-9212　E-mail　gaaf05@gaaf.or.jp
ホームページ　https://gaaf.or.jp/